

研修・セミナー等の開催のお知らせ



1 平成22年度農業委員研修会

- 日 時 平成22年8月31日(火)
- 場 所 岐阜市・岐阜グランドホテル
- 対 象 農業委員及び事務局職員
- 主な内容
 1. 研修
演題：「食のまちづくり
一食から農、行政を考える」
講師：村上 利夫 氏
(前福井県小浜市長、元福井県農業会議会長)
 2. 情勢報告
「農地法改正後の情勢と
農業委員会に対する期待」
報告者 全国農業会議所
事務局長 中園 良行 氏
- 申込先 各農業委員会へお申し込み下さい。

2 農業“人財”活用セミナー

- 日 時 平成22年9月10日(金)
- 場 所 美濃市・ホテルマリーバル石金
- 対 象 農業法人経営者、認定農業者、
農業委員等
- 主な内容
 - ①講演：「脱常識思考の視点とは」
講師：宇都宮大学教授 齊藤 潔 氏
 - ②講義：「経営者はどのように人材を育成するか」
講師：社会保険労務士 矢島 友幸 氏
 - ③事例発表
「意欲ある農業後継者育成のために」
発表者：神戸町・(有)健康やさい村
代表取締役 北村 安幸 氏
- 申込先
農業法人は農業会議へ、認定農業者(農業法人除く)は地域担い手育成総合支援協議会へ、農業委員は各農業委員会へお申し込み下さい。

3 複式農業簿記マスター講座

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

- 日時・場所

会場名	場 所	開催日
高 山	高山市民文化会館	10/1(金)～3/11(金)【全20回】
関	わかさ・プラザ	10/5(金)～3/8(金)【全20回】

- 対 象 認定農業者等担い手
- 内 容 日商簿記3級合格を目指す講座です。
- 申込先 岐阜県農業会議
農地・農業経営課(担当：渡邊)

4 耕作放棄地再生利用に関する研修会

- 日 時 平成22年9月27日(月)
- 場 所 岐阜市・県民文化ホール未来会館
- 対 象 県・市町村・農業団体等関係者
- 主な内容
 1. 講演
演題：「耕作放棄地の
解決方策等について(仮題)」
講師：日本大学生物資源学部
食品ビジネス学科教授 盛田 清秀 氏
 2. 事例報告(耕作放棄地解消事例)
 3. パネルディスカッション
- 申込先
各市町村または農業委員会へお申し込み下さい。

5 第13回全国農業担い手サミット inしまね

- 日 時 平成22年11月9日(火)～12日(金)
- 場 所 島根県出雲市ほか
- 対 象 認定農業者・農業委員等
- 主な内容
 - ①全体会(表彰、事例報告等)
 - ②地域交流会(現地視察、情報交換)
- 申込先
各地域担い手育成総合支援協議会へお申込下さい。



編集 岐阜県農業会議 岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2 階
発行 ☎ 058-268-2527 E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: http://www.gifu-agri.jp

農地 農政 経営 最新情報をお届けします!

photo: 高山市国府町

ぎふ アグリ通信

vol.

2

H22.8.20 発行

儲かる農畜産業の実現に向けて

岐阜県農政部長 馬場 秀一郎

農業委員・農業者の皆様方におかれましては、日頃より地域農業の振興、県農政推進へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本年度から始まりました国の戸別所得補償モデル対策の加入申請件数は、6月末現在、全国で約132万件と昨年の生産調整参加件数120万件を上回りました。制度の主目的は、水稻農家の所得補償と生産調整への参加による価格安定にあり、今後水稻の作況とともに、本制度が所得補償制度として機能するのか注目されるところです。

農業者の高齢化を食い止め担い手を育成し、将来にわたって農地を守り農村を維持していくためには、まず農畜産業を儲かる産業にしていける必要があります。

県では現在、新たな農業・農村振興ビジョンの策定を進めており、その中で、「儲かる農畜産業の実現」を目標に掲げ、農地の適正管理や耕作放棄地の解消等による優良農地の確保を基本に、「①売れる農産物づくり」「②戦略的な流通販売」「③意欲ある担い手の育成」を重要な柱と考えています。また、「④魅力ある農村づくり」「⑤県民みんなで支える農業・農村」も柱に加え、幅広い観点から策定を進めていますので、農業関係者の皆様には積極的なご意見をいただきますようよろしくお願いします。



改正農地法のポイント(その1～遊休農地の解消に向けて)

1. 遊休農地の現状と課題

農業・農村における担い手不足や高齢化の進展、鳥獣被害、農産物価格の低迷などにより、遊休農地が急速に増加しています。さらに今後、相続等による不在村の農地所有者の増加が見込まれ、中山間だけでなく、比較的条件の良い平坦地でも遊休農地の発生が見込まれます。遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病虫害の発生源、団地的な農地利用の阻害要因となり、農業・農村の維持発展には大きな問題であることはもちろんのこと、国民食料の確保という観点からも、その解消は喫緊の課題であります。

2. 遊休農地の解消に向けた取り組み

遊休農地の解消に向けては、昨年度から県耕作放棄地対策協議会（事務局：農業会議）及び地域耕作放棄地対策協議会（事務局：市町村又は農業委員会）が中心となって、「農地イキイキ再生週間」を設定し、県下一斉に解消活動に取り組むなど、その強化を図っているところであります。また、今年度からは各市町村農業委員会が「農地パトロール」を実施して農地利用状況調査（別掲）を行い、遊休農地の発生防止・解消への取り組みを行っています。

3. 支援施策

県耕作放棄地対策協議会では、農業者や農業者等で組織する団体が行う開墾や土壌改良等の農地再生のための支援として、地域耕作放棄地対策協議会を通して「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用をPRしています。

遊休農地の発生防止と解消対策は、当事者である農地所有者はもちろんのこと、関係機関・団体・地域住民が「ふる里は荒らさない。自分たちの集落の農地は自分たちで守る」という意識を持って取り組むことが肝要で、農業委員・農業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

「農地パトロール」を行い、農地の利用状況調査を実施

昨年12月に施行された改正農地法において、農業委員会の新たな役割として、「農地の利用状況調査」が追加されました。これを受けて、従来から各農業委員会で実施している「農地パトロール」を農地利用状況調査として位置づけ、次により農業委員による農地パトロールを集中的に実施することになりました。

1. 実施時期 8～11月（各農業委員会で独自の月間設定も可）
2. 対象農地 全ての農地
3. 内容
①遊休農地の把握
②農地の違反転用・不法投棄等の早期発見
③農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認等
4. 是正指導
パトロールで把握した遊休農地や違反転用農地等については、所有者に対して是正指導を行う。



各地で取り組まれている遊休農地の解消・活動事例

事例
1

「クリーンな農地として有効利用」（関市洞戸地区）

関市の洞戸地区では、昨年度、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、農地所有者が相続により取得し長年放置していた45aの耕作放棄地を再生しました。再生した農地所有者と利用者の調整は地元の農業委員が行いました。再生した農地では、安全・安心な有機野菜を栽培し、料理旅館に食材として提供していく予定です。

耕作放棄地は、長年、無農薬・無化学肥料で放置されてきたクリーンな農地です。このため、この農地を健康野菜の生産ほ場として、また、食育としての体験ほ場として有効活用を目指しています。

また、補助事業を活用して、再生地の周囲約500mを1.5mの高さの防護柵で囲い、サル・イノシシ等の鳥獣被害の防止を図る予定です。



■有機野菜を栽培する予定の再生地

事例
2

「マコモダケの特産化に向けて」（瑞浪市釜戸町平山地区）

瑞浪市釜戸町の平山地区は、農地所有者の高齢化等により農地の荒廃化が顕著であったため、平成17年度から牛の放牧等により本格的に耕作放棄地の解消に取り組んできました。また、同地区は、中山間地域等直接支払制度を活用し、専業農家を中心とした集落協定参加者22戸で構成する組織をつくり、農地保全に取り組んでいます。

解消した農地にはマコモダケを約60a、ヤマイモを約10a栽培し、特にマコモダケは市内全体の3分の2を同地区で栽培しています。

平成19年に設立したマコモダケ生産出荷組合では、マコモダケを利用した新しい商品開発や販売先の開拓に力を入れ、市の特産化をめざしています。



■特産化をめざすマコモダケ

教えて！
Q&A

Q. 市町村農業委員会が発行する「非農地通知」とはどのようなものですか。

A. 「非農地通知」とは、当該農地の地目が農地であっても現況が山林等の農地以外の場合、市町村農業委員会が総会で「非農地」と判断し当該農地所有者に対してその旨を通知するもので、平成20年度から実施されています。これにより、地目変更手続きを行うことが可能です。

